

参考資料4

【平成17年7月8日 地方財務会計制度研究会（第5回）資料】

地方財務会計制度に係る論点

論点項目	論点の内容	御意見
1 会計年度関係		
○ 単年度予算主義の原則 会計年度独立の原則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数年度予算を可とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体における資金の調達が市場を通じて行われることで長期的な枠組みの下で行われるようになれば、調達した資金の使途を決める予算も複数年度で考える必要がある。その意味で複数年度予算は認められるべきであると考える。ただし、複数年度予算が地方公共団体の活動を長期的に制約する足かせにならぬ、定期的な見直しと修正が義務付けられることも必要。単年度予算と複数年度予算との役割分担を検討すべき。 ○ 予算は事業執行計画であるとともに、財源調達計画でもあり、地方公共団体の財源調達は国の諸制度改正などをも勘案して行う必要があり、これらの制度改正は年度ごとに行われていることから、複数年度予算にはなじまないのではないか。 ○ 基本的には不要。繰越や債務負担行為などの手法によって、行政分野ごとの複数年度管理を図るべき。また、複数年度の財政計画によって補える。ただし、単年度予算とは別に、複数年度予算の編成を明文で認めてよい。 ○ 可としてもよいが、必ずしも単年度予算主義を排する必要はない。単年度を前提として、予算の繰越を弾力的に認めるという形でもよいと思う。 ○ 憲法上の制約から単年度予算を前提とする。2ヵ年ローリング予算システムは、単年度主義の枠組みを踏まえた改革手法の一つ。これにこだわるものではないが、年度の切れ目なく事務事業を執行できる制度設計と運用規制緩和は不可欠。 ○ 財政規律の観点から単年度予算主義の原則を維持すべきではないか（現行の例外である継続費、債務負担行為で対応可能）。

- 原則不可。B/S・脚注での表示。
- マニフェストとの中長期的な結びつきを明確にしたり、中期財政フレームワークの中で財政規律を維持する方法として複数年度の歳出総額の上限を定めるというような使い方の道を開くなど、アイデアとしては賛意を表するものであるが、現実的にはかなりの困難性を伴うものと思われる。したがって、以下のような限定的範囲での導入可能性を検討することが現段階では必要なのではないか。
 - ・ 単年度で予算を消化することに力点が置かれる等の弊害を避けるため、費目に応じて複数年度予算を認める。
 - ・ 各省庁で行われている「モデル事業」に類似する制度の地方への導入。
 - ・ 建設工事などのようなプロジェクト型予算について複数年度予算を認める。
- 議会による予算の事前統制の考え方は維持されるべきであり、年度間の資金融通を無制限に認めるることは適当ではない。地方公共団体における長期的な資金調達・運用の計画を認めるうえでは資金融通を禁止することは難しいが、資金融通が認められるとしても、議会を通じた一定の授權の範囲内に限定されることが望ましい。
- 意思決定行為と是に基づく執行行為を別々の機関に分属させるという二元代表制の下では、議会による予算の事前統制を堅持すべきであり、したがって、年度間の資金融通制度も議会の承認（議決）を得て行う制度とすべきである。
- 繰越や継続費等の制度の活用によるべき。また、債務負担行為の規律の弾力化（債務負担行為の繰越を議決なしで認めるなど）も一方法である。このほか、資金前渡、年度開始前支出の方法によることも考えられる。
- 可とする。次回の選挙（予定）以前に修了する年度までを前提として、（議会に責任を持ってもらって）行政の裁量幅をあらかじめ議会から承認してもらっておくという形でよいだろう。
- 継続費にあっては総枠の予算議決を得ており、年度毎の事業実績と支払額を完全に一致させなければならない積極的な理由や実